

会 議 の 要 旨

会議の名称	第 14 回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	平成 29 年 11 月 20 日（月） 午後 3 時 00 分 開会 ・ 午後 5 時 5 分 閉会
開催場所	川越市保健所大会議室（2 階）
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	栗原委員、岸委員、小高委員、伊藤委員、桐野委員、今野委員、萩原委員、橋本委員、荻野委員、芝波田委員、長峰委員、船津委員、米原委員、原委員、小林（宣）委員、矢代委員、横田委員、若海委員
欠席委員氏名	宮山委員、藤林委員、小林（勝）委員
事務局職員氏名	健康づくり支援課：嶋崎課長、佐藤副主幹 高齢者いきがい課：瀧名課長、宮下副課長、真坂主任 介護保険課：小高副部長、今井副課長、鍛冶副主幹 地域包括ケア推進課：福原参事、三佐崎副課長、佐藤主幹、福島副主幹 門倉主査
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告 （1） 第 13 回川越市介護保険事業計画等審議会について 4 議事 （1） 介護サービスの基盤整備（案）について （2） 介護保険事業等の給付見込み（案）について （3） 介護保険料（概要）について （4） 次期すこやかプラン・川越（原案）について （5） 意見公募手続き（パブリックコメント）の実施について 5 その他 6 閉会
配布資料	1 次第 2 第 13 回川越市介護保険事業計画等審議会議事録…資料 1 3 介護サービスの基盤整備（案）について…資料 2-1、2-2、資料 2 参考 4 介護保険事業等の給付見込み（案）について…資料 3（当日資料） 5 介護保険料（概要）について…資料 4 6 すこやかプラン・川越（原案）について…資料 5、資料 5 参考 7 意見公募手続き（パブリックコメント）の実施について…資料 6

議事の経過

1 開会

2 挨拶

会長による開会の挨拶

3 報告

- (1) 第13回川越市介護保険事業計画等審議会について
事務局より、資料1を用いて報告

4 議事

- (1) 介護サービスの基盤整備(案)について
事務局より、資料2-1、2-2、資料2参考を用いて説明

(委員)

資料2-1で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備理由に7期、8期で3事業所を整備とあり、また、看護小規模多機能型居宅介護に7期から9期にかけて段階を踏んで整備と書いてある。この2つだけ7期を超えて8期、9期に言及しているが、その他のサービスは8期、9期という概念が入っていない。この2つのサービスだけに入っているのは理由があるのか。

(事務局)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護については、これまでも整備を図ってきたが、なかなか整備が進まず、目標に達しない状況である。そういったことから、一期で整備するのは難しいため、段階的に整備を図っていきたいというところから、7期だけではなく、8期、9期という中期的に整備を図っていくということで、こういった表現となった。

(委員)

そうすると、他のサービスについては8期、9期の整備は現段階では必要ないというようにも解釈されてしまう。あえて、この計画で8期、9期にふれる意味合い、裏を返すと、他のサービスは8期、9期は考えていないようにも受け取れるが、その辺はどうか。

(事務局)

本来であれば、未整備地区の数からすれば、7期中にもっと整備を図っていくべきであるが、説明させていただいたとおり、第6期においても整備が難しかった。この2つのサービスについては、ゆくゆくは目標数を確保できるように進めていきたいということで、このよ

うな表現をさせていただいた。他のサービスについては8期、9期に整備しないということではなく、当面7期に必要な分はこの整備計画でいけるであろうということで、2つのサービスについては、埋まらないけど、埋まるためには長いスパンで整備を進めていきたいという意味合いを込めての表記ということで理解いただきたい。

(会長)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、3事業所の整備を二期にわたってというように数字が出ているが、看護小規模多機能型居宅介護の7期から9期にかけて整備するという言い回しについては委員から指摘のとおりを受け取れる。

(事務局)

おっしゃるとおりかと思う。ただ、9期までには目標数を達成させていきたいが、看護小規模多機能型居宅介護の整備は難しいことから、数字を省かせていただいた。その点は申し訳なかった。

(委員)

特養について、市内には待機者が578人ということで、6期中に229床新設されるとなっているが、7期の整備の数が1施設100人でいいのか。目標としてはもう少し2施設とか3施設とか、川越市として待機者を減らしていきたいというのが見えるようなかたちで計画を立ててもいいのではないかと思うが、いかがか。

(事務局)

7期当初に229床増えるということが7期にとっては一番大きいことだと思う。待機者については、入所を申し込んだ人がイコールで待機者となっているところがあり、この申込者の中に実際に要介護3以上で在宅生活をしている人がどれくらいいるかというところ、ここまでの数字はないのが現実である。また、在宅の代わりに全て特養でなければならないかというところ、特定施設や居住系の他のサービス等もある。特養の場合、補足給付等の支給があるので、一番経済的負担がなく入れるというところはあるが、考え方としてはもっと多様なかたちでいろいろなところが受け皿になるという方向をみた上で、今回は特養についてはこういったかたちで見込んだ。ただ、介護離職や在宅医療から移行というものもあるので、今後、広域的な調整の中で数を増やすといったことも可能性としてはあるが、現時点で見込む中ではこの数で7期はやっていけるだろうと考えている。

(委員)

いま説明があったが、特養の整備はできれば前向きに検討していただきたいと思う。小規模多機能型居宅介護の利用率が51.9%となっているが、登録されている方が何人いて、そのうちの54人の方が利用しているかというのを教えてほしい。

(事務局)

小規模多機能型居宅介護については、現在4施設あり、その定員数109人に対して54人の利用となっている。

(委員)

小規模多機能型居宅介護は充足していると書いてあり、数字だけみると充足していると思われるが、サービスを受けたいが受けられないといったような利用抑制みたいなものは起きていないということによろしいか。

(事務局)

事業所から、なかなか利用者が集まらないという話を聞いている。特に抑制ということではなく、国の資料にもあるが、サービスの理解が浸透していないところもあり、利用が伸び悩んでいると思われる。サービスが比較的新しく、どのように使ったらいいのかなど、ケアマネジャーを含め今一つ浸透していない部分がある。国としては訪問、泊り、通いをミックスさせたという部分で非常に期待しているサービスであるが、サービスを利用する際には、小規模多機能型居宅介護サービス事業所のケアマネジャーに変更しなくてはならないなど、サービスの手続き上使いにくい部分もあり、そういった認知の部分と利用の仕方がネックになっていると思われる。この辺はサービスの普及に向けて今後、国においても様々な策が講じられると思う。

それから、先ほどのところに関係するが、介護保険サービスの中でとりわけ施設サービスについては、どうしても保険者とすると、保険財政上、給付の単価がまるっきり在宅サービスと違ってくるので、必要な人には施設サービスというところであるが、一方で、アンケート等ではできるだけ自宅で生活したいという回答も非常に多い。必要な方に必要なサービスを提供するが、逆にサービスを利用していない人にとっては保険料負担という部分も大きな負担となってくるので、この辺を勘案しながら適切に検討していきたいと考える。

(会長)

特養は32年3月までに329床増える予定なので、これは画期的で、こんなに増やしているところはそうそうない。特養の施設を増やせばそのまま保険料に跳ね返るので、保険料を今のままで特養を増やすというのは矛盾してくるというのがあるのと、今は特養でもなんとか在宅で暮らせるように、特養からも在宅に帰れるようにという取組が始まっているところなので、特養の定員数が増えればいいという話ではないかもしれない。今、だんだんと考え方を変えていこうという時代になってきている。だから在宅のサービスを増やしていこうということだが、これもなかなか難しい。小規模多機能型居宅介護はスタッフを集めるだけでも大変で、人員配置をどうするかということで四苦八苦するので、どうやってやりくりしていくかというのが今問われているのかなという気もする。ケアマネジャー期待の部分も随分とある。画一的なサービス利用ではなく、手を変え品を変えしながら在宅での生活を継続できるように、一時的に施設に入ったりということが上手くできるようになればいいのかな

と思う。

(委員)

資料2-2に6期計画で整備できなかったサービスの残数が記載されている。残は残としてここで一回白紙にした上で、7期の整備計画が考えられていると思うが、この残になった中身に関して、検証というか、意味合いを考えた上で新たな7期としてどういう考えでこの整備計画となったのか。何かそういったつながりがどこかに書かれているのか。残はあるが、7期に整備を行わないサービスもあるし、残と同数の整備を計画するサービスもあるので、残数の検証と新たな計画との関係についての記載はないのか。

(事務局)

計画を行う上で行った検証についての記載はない。6期で残数があって、7期でさらに整備を進めていくもの、残数に対して7期の整備数とその残数に届かないものもある。例えば、小規模多機能型居宅介護は残数が5つに対して7期で1つの整備としているが、7期で残数の5を整備するかというと、現在の利用者数、稼働率などを考慮すると、果たしてその数が必要な数となるのかというような検証を行ってきた。そういったところから、そのまま残を7期に整備していくのはどうかといったところから、計画については検討を行った。

(会長)

なぜ残がでたか考察をした上で次の7期にいくべきではないかといった意見だろう。いろいろと検証してきたことがあると思うので、その辺の文言を少し加える必要があるかもしれない。特に小規模多機能型居宅介護は残が5あるので。6期の計画自体に不備があったのかということもあるし、なぜ5も残がでたのかというのを一言どこかに加えた方がよいかもしれない。他に意見はあるか。

意見がないようなので、基本はこの計画で行くが、この数字は絶対ということではなく、今、介護報酬改定の真ただ中で、この報酬がどうなるかでも動きが変わってくると思う。それこそ残がでて、その理由が報酬がもらえなくなったからというのが出てきたりしかねないところもある。一応はこの数字で進めていくということによろしいか。

(全委員)

はい。

- (2) 介護保険事業等の給付見込み(案)について
事務局より、資料3を用いて説明

(会長)

資料にある数字で小数点があるものと無いものがあるので、桁を統一する必要があるだろう。

(事務局)

表記を合わせさせていただく。

(委員)

資料3、3ページの介護予防サービス見込量のグラフについて、平成29年度に下がって、それから徐々に増えていくかたちとなっているが、これは通所介護と訪問介護が総合事業に移行したことによるものなのか確認させてもらいたい。

(事務局)

委員の指摘のとおり、本市では平成28年3月から総合事業を開始したことによる。総合事業開始後に要支援認定の更新を迎えた方の中で、総合事業の事業対象者へ移行する方が出てきたことから、表のようにグラフが下がってきたが、ここで移行の方が一段落したため、今後は徐々に増えていくと見込んでいる。

(会長)

考察のかたちで、そういった内容を書いておいた方がよいだらう。

(事務局)

そのようにさせていただく。

(委員)

先ほどの議事でも取り上げていた、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の整備と、資料3の6ページの見込量の関係がわからないので教えてほしい。

(事務局)

資料3で出させていただいた見込量は、先ほどの議事であったサービスの整備数を含めた上での数字となっている。

(委員)

間に合うという理解でいいのか。

(事務局)

次期計画で整備を進めることによる見込量は、このようなものになるであろうということである。資料2-1に記載してあるサービスを整備した結果も含めたかたちでの見込量となっている。

(委員)

サービスを整備してそのサービスを利用した分を反映したかたちでの見込ということ

よいのか。

(事務局)

そういうことである。

(委員)

資料2で議論した数字を内包したかたちになると思う。国も関係があるので、若干プラスアルファになる部分はあっても下回ることはないという数字だと思う。

(会長)

これらのサービスが今後どうなっていくかというのがある。本当はこういったサービスがどんどん増えていくのが、完全に施設に入りっぱなしというよりはきっといいのだろうが、今のところ少し読めないところもあり、8期、9期だと読みかたが変わってくるかもしれない。また、ここに介護保険外サービスが入ってくると、もしかしたらここまでサービスを整備しないで済むということもあるかもしれないし、その辺が期待されるところかなと思う。介護保険事業の給付の見込はこういうように考えているということは理解いただけたいと思うがよろしいか。

(全委員)

はい。

(3) 介護保険料（概要）について

事務局より、資料4を用いて説明

(会長)

保険料がどのように構成されて出てくるのか、お金がどれだけかけられるのかと、保険料をどれくらい市民の方々が払うことになるのかということについての説明であったが、何か意見はあるか。

(委員)

6期の保険料算定の際に、介護給付費準備基金を取り崩して4,980円になった経緯があったが、現状、この基金はどうなっているのか。

(事務局)

6期の保険料を算定する際には9億5千万円を取り崩すということであったが、取り崩すにしてもその額まではいかないであろうというのが、現在の実績である。基金は6期中にも増えており、今現在30億円を超えている。5期の最期と6期の最期を比べると倍増してい

るような状況である。今年度が終わってみないと正式には分からないが、取り崩す分を入れたとしても35億円は残るのではないかということが、ある意味次の保険料を考える時のベースとなる基金の残高ということでお含みいただければと思う。

(会長)

今回は保険料算定の考え方が示されたが、12月の中旬に改定率が出るのではないかとされているので、その辺も加味しながらでないとなら具体的な議論はできないかなと思う。こんなかたちで考えていくということであるがよろしいか。

(全委員)

はい。

(会長)

わかりにくいところがあれば、事務局に確認していただければと思う。

(4) すこやかプラン・川越（原案）について

事務局より、資料5、資料5参考を用いて説明

(会長)

これが実際の計画書になっていく。多少これから細かなところはみていかないといけないが、全体像としてはこういったかたちになるということである。まずは本日説明のあった目標7について意見はあるか。

(委員)

文言の訂正について、何点か指摘させていただく。まず、市民の方やという表現については、市民という表現でいいのではないか。次に、将来的に渡りという表現は、的という言葉はならず、将来に渡り若しくは将来もに直した方がよいと思う。次に、介護保険のサービスをご利用になった際という表現は、介護保険のサービスを利用した際という表現でいいのではないか。

(会長)

目標7の介護サービスの質の向上のところ、コミュニティケアネットワークかわごえが結構関わりをもって研修会などをやっているの、その辺の文言をいれていただければと思う。

ほかに目標7について意見はあるか。無いようであれば、目標7以外で意見はあるか。

(委員)

ページに従って意見を言わせていただく。1ページ目、これを延伸し健康でいる期間を長くしていくとあるが、延伸と長くするという言葉は意味が重なるので、この健康でいる期間を長くしていくという表現がいいのではないかと。13ページと14ページで、圏域と圏域名といったように表の中の記載が異なっているので、統一したほうがよい。15ページに記載されている高齢化率と、17ページ以降の各圏域の状況で記載されている高齢化率の数値が異なっているので、どちらが正しいのか確認してもらいたい。67ページで、伸びを踏まえてという表現があるが、踏まえてではなく、伸びに応じてとか、増加に対応してなどの表現に変えたほうがよいと思う。97ページの見出しと68ページの施策の体系の中の施策の方向性を書いてある文言が異なっている。127ページに総合事業にかかる説明が書かれているがわかりにくいので、一例ではあるが、なお、訪問介護、通所介護については、介護保険法の一部改正により、要支援認定者が利用できるサービスが平成28年3月、予防給付から新たな地域支援事業サービスの利用へ移行しましたというようにしてはどうか。これは私的な一例であるが、もっとわかりやすい文章を考えてもらいたい。136ページに、川越市社会福祉協議会、川越市地区社会福祉協議会との連携・支援により、ボランティア活動や在宅福祉サービスをより一層推進しとあるが、より一層支援するのであれば、連携・支援の部分の表現を強めて、連携・支援を強化しに変えたらどうか。

(会長)

委員の意見はもっともな部分もたくさんあると思うので、その辺は事務局の方で調整してもらいたい。言い回しは人によって感じ方が違うところもあると思うので、よく検討してもらい、わかりやすい言葉、ストレートな言葉に変えてもらえればと思う。

(事務局)

はい。

(委員)

この議事に直接関係はないが、11月8日の新聞の記事に、介護予防・日常生活支援総合事業の推進でいろいろな市町村が取り組んでいるが、なかなか担い手が出なくて苦労しているという中に、武蔵野市が市が研修して市認定ヘルパーを養成して担い手を増やすという内容があった。事務局の方で、この武蔵野市の情報について受け止めているかどうかと、川越市の認定ヘルパーだと、サービスを受ける人がちゃんと市の方で研修を受けた、認定されたヘルパーということで安心感ができるのではないかと。これは今すぐという意味ではないが、そういった情報をもっているのか、何か検討できる材料になるのか聞かせてもらえればと思う。

(会長)

それは、この議事ではなく、次第5のその他でよろしいか。

(委員)

はい。

(委員)

11ページの(4)要支援・要介護認定者の年齢・性別構成のところの文章で、要支援・要介護認定者数は男性に比べ、女性で多くなっており、男性の約2倍となっていると書かれている。これが文章として特記されたということが、将来的に女性に対しての施策が必要となるというような意図があるのか、それとも単に現状を示したもののなのか。

(事務局)

特に問題の提起や将来的な施策を意識したものではなく、現状を示したものである。

(委員)

88ページの(2)医療と介護サービスの情報共有や連携支援の現状・課題の2行目に、往診医の紹介や入院先の確保と書かれているが、この往診医にはかかりつけ医の紹介も含まれているのか。

(会長)

医療介護連携の話で、すぐ診に行ってもらえる医師という意味合いで往診医と書かれていて、ずっと診てもらう、かかりつけ医の紹介という意味合いではないだろう。

(事務局)

会長の説明のとおりである。

(委員)

5ページの表の中で、インセンティブとあるが、この計画書を読んだ人がこの用語を理解できるだろうか。

(事務局)

この表については、国の資料を抜粋したものである。

(委員)

回答は知らないが、計画書を読んだ人がわかるようにしてもらいたい。

12ページのグラフに介護の認定率が出ているが、こういった場合は数値にパーセントは付けないものなのか。また、このグラフでは全体の認定率が14.4パーセントとなっているが、下の表では13.9パーセントとなっている。これはそれぞれ違うものなのか。

(事務局)

(5) のグラフは時点が平成29年10月1日で、(6) の表の時点は平成28年3月末である。国と県との認定率比較のため時点が異なっている

(会長)

時点については、グラフと表の下に書かれている。パーセントの表記については、外に(%)とかかれており、その場合は数値にパーセントは付けないので、このままでよいだろう。

他にも表現について意見があれば、事務局に伝えてもらいたい。個人的には、前回の計画よりもかなりいい文章になってきていると思う。一歩二歩進んでいる感じもするし、理由がはっきりして分析した結果で具体的な数字も出ている。あとは、実行できるかだろう。一番気になるところは、3年間の計画なので、3年間これでいいといたら変えないということではなく、毎年見直しをしていくという文言を入れてもらえるとありがたい。

(委員)

全体を通してみると、17ページの圏域の状況からアンケート結果があるが、54ページ以降の施策までの間が長くなってしまっているのので、この辺の資料は巻末でもいいのではないかと思う。

(会長)

前回の計画を参考にした結果だろう。委員の指摘どおり、細かな資料は巻末に参考資料として載せて、前の方にはポイントとなるものを書き出していくという方法がいいのではないかと思う。

(事務局)

第4章の各施策の中で高齢者実態調査等の結果にふれている部分があるので、前に掲載した。指摘のとおり、施策までに50ページほどあるので、巻末に持っていくことでの影響を踏まえつつ、検討させていただく。

(会長)

他になければ、議事事項(4)についてはよろしいか。

(全委員)

はい。

(5) 意見公募手続き(パブリックコメント)の実施について
事務局より、資料6を用いて説明

(会長)

事務局から説明があったが、これは議事というよりも、この予定でパブリックコメントを行うということだと思うので、これでよろしいか。

(全委員)

はい。

5 その他

(事務局)

先ほど委員から話のあった、武蔵野市の内容については事務局として把握していない。武蔵野市のヘルパーが基準緩和のかたちなのか、住民主体でのかたちなのかは分からないが、なかには住民主体のものであった場合、1日、2日くらいの講座を設けているようなところもあり、さいたま市が今やっているような話を聞いている。近隣では業者に委託するようなかたちで進めているという情報は掴んでいる。本市ではそこまでいっていないが、ゆくゆくは人材育成は必要と認識しているので、今後、考えていきたいと思う。

(会長)

各市町村によって独自の取り組みがあるので、いろいろなところにアンテナを張りながら、いいことは取り入れられればよいと思う。そういった情報があれば、事務局に伝えていただければと思う。他になければよろしいか。

(委員)

はい。

(会長)

事務局からは何かあるか。

(事務局)

次回の審議会は、12月25日の月曜日、午後6時から川越市役所7AB会議室で開催する。

6 閉会